

徳島県告示第五百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和四年八月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
つばさ薬局	ウエルシア薬局板野北島町店	板野郡北島町高房字八丁野東八七	ウエルシア薬局株式会社	令和四年三月一日
医療法人社団 佑健会花みずき歯科	医療法人社団 佑健会徳島小松島KT歯科	小松島市中郷町加藤一二一 一	医療法人社団佑健会	同 四月一日
医療法人社団 佑健会花みずき歯科問屋町	医療法人社団 佑健会徳島問屋町KT歯科	徳島市問屋町四八	同	同